

令和6年度 健康福祉常任委員会

特定テーマに関する調査研究報告書

第1 テーマ

認知症施策の推進について

第2 調査・研究内容

1 当局からの聴取

(1) 開催日等

① 特定テーマにかかる県当局からの説明

○開催日 令和6年11月18日

○場 所 第2委員会室

② 閉会中の継続調査事件

○開催日 令和7年1月16日

○場 所 第2委員会室

いずれも、保健医療部健康増進課長から聴取した。

(2) 当局の取組

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指し、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」「健康づくり推進プラン」に基づいて、「共生」と「予防」を車の両輪に、当事者の視点を重視した切れ目のない施策を、5本の柱により推進する。

① 認知症予防・早期発見の推進

中年期からの認知症への理解・健康づくりを促進するとともに、認知機能が低下し、社会生活に支障をきたす可能性のある人が早期からの受診・相談により、適切な支援を受け、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが続けられる体制の整備を推進する。

ア 認知症早期受診促進事業の実施

(ア) 認知症予防教室支援事業

県内市町において、認知症予防事業を、先進的な研究成果に基づくプログラムの活用や、客観的データを用いた効果検証により、より効果的な内容に展開する取組を支援する。

<R6年度実施> 4市町（加古川市・三田市・多可町・新温泉町）

(イ) 導入支援研修

市町保健部門と高齢福祉部門との連携等、市町における早期受診を促進す

る体制整備を進めるための研修会を実施する。

(ウ) 認知症自己チェック等の普及啓発媒体

市町が認知症健診等認知症の早期発見・早期対応で活用する認知症自己チェック等の普及啓発媒体を作成・配布することにより、認知症への理解促進、早期発見・早期対応の取り組みを推進する。

イ 認知症・高齢者相談の実施

県民総合相談センターにおいて、高齢者及びその家族が抱える認知症を含む各種の心配ごと、悩みごとに対応するため、認知症の人と家族の会（月・金）及び兵庫県看護協会（水・木）による電話相談を実施する。

<相談件数（R6.4月～12月）> 216件

ウ 認知症相談センターの機能強化

各市町に設置された認知症相談センターの機能向上等、市町における相談体制強化を図るための研修会を開催する。

エ 働き盛り世代の認知症予防・早期発見・対応促進事業の実施

中年期から、発症リスクの低減につながる生活習慣の見直し、認知症への画一的なマイナスイメージの払拭など、正しい理解を深める人を増やし、認知症への備えや、地域共生社会の実現に向けた県民の意識向上を促進する。

(ア) 働き盛り世代への認知症理解促進研修の実施

企業の認知症理解促進を図るため、事業主や産業保健師等、企業で職員の健康管理に携わる職員等を対象とした研修を実施する。

<R5年度実績> 洲本市 28名、上郡町 40名

(イ) 認知症への備え力アップ促進事業

(a) 企業の従業員等中年期からの生活習慣の見直しや認知症への正しい理解を促進するため、リーフレットを作成し、配布する。

(b) 県・健康財団等のホームページで、動画やリーフレット等、認知症に関する情報を発信する。

(ウ) 健康マイプラン実践講座（認知症関連）に対する助成事業

企業において、従業員向けに研修を実施する場合、講師派遣に伴う費用の一部を助成する。

② 認知症医療体制の充実

身近な地域においてかかりつけ医を中心とする認知症医療体制の強化を県内全域において推進する。

ア 認知症疾患医療センターの設置・運営

(ア) 認知症疾患医療センター設置・運営事業の実施

地域の認知症医療水準の向上を図るため、認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症への急性期医療、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。

＜認知症疾患医療センター数(R6.12月現在)＞25箇所(県指定18 神戸市指定7)

(イ) ひょうごMCI ネットワーク強化学業の実施

認知症疾患医療センターが、市町と協働し、診断後支援機能を強化するとともに、市町がMCIと診断された当事者のニーズや医療機関における診断後支援の実情を把握し、地域における支援体制のあり方及び医療機関との連携について考える契機とするなど、診断直後からの軽度認知障害(MCI)の方への支援体制の構築を一体的に推進する。

イ 認知症地域医療連携体制強化学業の実施

認知症相談医療機関及び認知症対応医療機関の県内全域での普及・定着、認知症疾患医療センターを含めた医療連携体制の強化を図るため、地域ごとの連絡会等を実施するとともに、認知症医療全県フォーラム等を開催する。

＜認知症相談医療機関数（R6.1月現在）＞ 1,731箇所

＜認知症対応医療機関数（R6.1月現在）＞ 1,428箇所

ウ 医療従事者への認知症対応力向上研修の実施

(ア) 認知症サポート医の養成

医療や介護関係者への助言を行うとともに、認知症初期集中支援チームへの指導や地域包括支援センター等との連携に協力する認知症サポート医を養成する。

＜認知症サポート医養成数(R5年度末累計)＞ 397人

(イ) かかりつけ医等への認知症対応力向上研修の実施

早期発見・早期対応につながるよう、かかりつけ医認知症対応力向上研修や、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等を実施する。

＜かかりつけ医修了者数(R5年度末累計)＞ 2,099人

＜病院勤務の医療従事者修了者数(R5年度末累計)＞ 3,987人

(ウ) 歯科医師・薬剤師・看護職員等認知症対応力向上研修の実施

認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供を図るため、かかりつけ医と連携した対応を目指し、歯科医師・薬剤師に対する研修を行うとともに、入院・外来・訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員や、日頃から高齢者と接する機会が多い病院勤務以外（診療所、介護事業所等）の看護師や歯科衛生士に対し、研修を実施する。

③ 認知症地域支援ネットワークの強化

認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせる社会を目指すために、当事者を含め、社会の様々な領域の人が地域づくりに参画・協働できる取組を推進する。

ア 健康づくり審議会認知症対策部会

認知症高齢者の増加を見据え、認知症を取り巻く現状や課題に対する共通認識を図るとともに、推進方策等について検討を行う。

〔構成員〕ひょうご認知症希望大使、認知症の人と家族の会、保健・医療・福祉・介護関係者、学識経験者等

イ 本人の社会参加促進事業

(ア) ひょうご認知症希望大使による本人発信

当事者の視点を認知症施策の企画・立案に一層反映するとともに、認知症の人本人の社会参加や普及啓発を推進するため、認知症の人本人からの発信機会を増やす取組を実施する。

(イ) 身近な地域で支える人材の活動促進

(a) チームオレンジ構築推進事業の実施

市町における認知症の人とその家族の支援ニーズと、認知症サポーター等身近な支援者をつなぐ、「認知症の人本人の社会参加を促進する」市町の仕組み（チームオレンジ）づくりを支援する。

＜チームオレンジ設置市町数（R5 年度末現在）＞ 26 市町

(b) キャラバン・メイト養成研修の実施

市町等の認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成する。

＜キャラバン・メイト兵庫県内養成数（R5 年度末累計）＞ 6,388 人

(ウ) 身近な地域で支える環境の整備

生活に関連した企業・事業所・組合等、認知症サポーター養成講座を受講した従業員を店舗や窓口に配置し、認知症の正しい理解と適切な対応に努める企業等を「ひょうご認知症サポート店」として登録、県 HP での登録店舗公開、ステッカー・ハンドブック等の作成・配布により取組を支援する。

＜累計登録事業所数（R6.12 月時点）＞ 559 店舗

ウ 認知症地域支援推進員の養成・活動支援事業

(ア) 認知症地域支援推進員の養成研修

〔対象者〕認知症地域支援推進員として市町に配置された（配置予定含む）者

(イ) 認知症地域包括ケア推進研修事業

〔内容〕自治体を超えた相互の情報交換等により、認知症地域支援推進員の

活動を支援する等、認知症の人本人の声を起点とする共生社会の実現に向けた各市町の取組を促進する。

エ 認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施

認知症への理解を促進し、社会にある「認知症観の転換」を図る等、共生社会の実現を目指すため、啓発活動等を実施する。

- (ア) 世界アルツハイマーデー・月間を中心とした啓発活動
- (イ) オンラインも活用したピアサポート活動
- (ウ) 認知症カフェ連絡・研修会

〔対象者〕 県内の認知症カフェ開設者、各市町認知症地域支援推進員・担当者等

〔内容〕 認知症カフェの効果的な運営の情報交換・活動報告等

④ 認知症ケア人材の育成

認知症高齢者等への対応のため、認知症への理解促進や専門性を備えた介護職員等を養成するための研修等を実施し、認知症ケア人材の育成を図る。

ア 認知症介護研修の実施

介護職員や施設管理者等の認知症への対応力向上を図るため、体系的な研修を実施する。

イ 認知症機能訓練システム（兵庫県 4DAS）研修の実施

認知症の人が利用する介護施設等において、介護職員が認知症の人の症状に応じた適切なケアを提供し、BPSD の予防やリスク低減に取り組めるようオンラインも活用し、広く研修を実施する。

⑤ 若年性認知症施策の推進

保健・医療・介護・福祉・就労など若年性認知症特有の課題に対応するための体制整備と、ひょうご若年性認知症支援センターの運営による総合的な支援を図る。

ア 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催

若年性認知症支援体制の現状と課題、自立支援方策の検討をはじめ、若年性認知症支援センターの事業内容や個別支援のケース検討等を行うとともに支援関係機関との連携強化を図る。

イ ひょうご若年性認知症支援センターの運営

兵庫県社会福祉協議会に設置した「ひょうご若年性認知症支援センター」に、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、市町・関係機関等と連携して相談支援を行うとともに、支援担当者研修会の実施等、市町の支援体制の整備を推進

する。また、認知症当事者グループの活動支援や認知症の人本人が集う本人ミーティング等を実施し、若年性を中心とした認知症の人が抱えている課題やニーズを共有し、支え合える場づくり（ピア・サポート）を推進する。

<R5 年度実績> 相談件数延べ 628 件（実件数 89 件）

(3) 主な質疑の内容

(令和 6 年 11 月 18 日：特定テーマにかかる県当局からの説明)

- ・ 認知症検査受診への誘導の仕方について
- ・ 認知症の人の資産をターゲットにした詐欺への対策について
- ・ 新薬の供給状況について
- ・ 認知症対応型通所介護の実践者研修の受講状況について
- ・ 介護保険事業支援計画と認知症施策推進計画の在り方について
- ・ 認知症施策推進計画の数値目標について
- ・ 共生社会の実現に向けた課題について
- ・ 国の基本計画の特徴的な点について

(令和 7 年 1 月 16 日：継続調査事件「生涯を通じた健康づくりの推進について」

※特定テーマに関連する質疑のみ抜粋)

- ・ MC I（軽度認知障害）における受診のハードルについて
- ・ 市町の認知症支援推進員の配置状況について

2 専門家からの意見聴取

(1) 開催日等

- 開催日 令和 7 年 2 月 14 日
- 場 所 第 2 委員会室
- 講 師 堀田 聡子 慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
- テーマ 認知症施策の推進について

(2) 講義内容

- ・ 認知症の人を支援の対象としてだけでなく一市民として、または知恵や経験を持ち、一足先に認知症になった先輩として、地域の中で共生するという視点が必要である。
- ・ 共生社会を実現するためには、地方公共団体において認知症の本人の声を施策や地域づくりに活かすことが重要である。認知症の本人が話し合う場づくりや、行政の担当者が本人とともに過ごすことが施策への反映の近道である。
- ・ 認知症未来共創ハブでは、認知症の診断を受けた人にインタビューを行い、インタビュー中に本人がどのような感情を抱いていたかを分析した。研究結果によると、認知症の人は幸せの感情を最も強く感じており、一般の人が抱く、認知症の人は恐れ of 感情を強く感じているというイメージとは異なっていたというこ

とが明らかになった。

- ・ 認知症になって日常の活動に制限が出始めると、日常的な社会的交流が減少する傾向にある。特に、独居の認知症の人は深刻な孤独を経験する可能性が高く、抑うつ症状や社会的孤立のリスクがある。
- ・ 家族や周囲の人は、認知症の人が1人で外出することに対して不安や心配を感じる傾向にあるが、ヘルプカードの活用や当事者同士が知恵や工夫を共有する機会の創出などにより、外出のハードルを下げることができる。
- ・ 認知症の本人が大事にしていること、ちょっとした楽しみやこだわり、知恵に着目して、本人とともによりよい環境をつくることが重要である。

(3) 主な質疑の内容

- ・ 認知症の人が1人で外出することの地域への理解促進について
- ・ 認知症の人の感情に関する研究の分析について
- ・ 当事者の声を行政の施策に反映する手法について
- ・ 自治体での認知症施策推進計画の策定が努力義務化されたことについて
- ・ 認知症の人を対象とする賠償責任保険制度について

3 事例調査 — 特定テーマに関する主なもの —

(1) 管外調査（11月27日～29日：大分県・福岡県）

① 福岡県議会・特定非営利活動法人たすけ愛京築

主な報告内容

- ・ 福岡県とたすけ愛京築では、認知症の人や高齢者などがゆっくり支払いをすることができるスローレジの取組を行っている。
- ・ 認知症による意図しない万引きを、万引きではなく未払い行動と呼び、地域に対し理解促進を図っている。

主な質疑の内容

- ・ 認知症の方が万引きをした場合の被害届について
- ・ スローレジに関わる職員の研修について
- ・ 支援をした企業へのポイント付与について
- ・ 経済的損失のおそれがある小売店との合意形成について
- ・ 認知症当事者に寄り添う方法について
- ・ 認知症施策を支援することによる企業側のメリットについて

② 福岡市認知症支援課・認知症フレンドリーセンター

主な報告内容

- ・ 福岡市では、介護をする際のコミュニケーション・ケア技法であるユマニチュードの普及・啓発に取り組んでいる。
- ・ 認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちであ

- る、認知症フレンドリーシティを産学官民で目指している。
- ・ オレンジパートナーズで企業と協働し、認知症にもフレンドリーな製品・サービスを開発するほか、オレンジ人材バンクで認知症の人と企業等をつなぎ、認知症の人が活躍することを支援する仕組みを構築している。
 - ・ 認知症フレンドリーセンターとは、市民や企業に認知症に関する最新の知見、技術等を提供するとともに、取組を国内外に発信する拠点で、認知症の人やその家族、地域の人など誰でも自由に訪問できる。
 - ・ 空間の色や照度を工夫し、分かりやすいサインやピクトグラムを使用することで、センター全体が認知症の人にもやさしいデザインとなっている。

主な質疑の内容

- ・ ユマニチュードというなじみのない言葉による障壁について
- ・ 認知症でも分かりやすいデザインの普及率について
- ・ 推進したい事業を課や部の名称にすることのメリットについて
- ・ オレンジパートナーズにおける企業側のメリットについて
- ・ 介護施設におけるユマニチュードの実践率について

(2) 管内調査（1月29日～30日：西播地区）

① 特定非営利活動法人播磨オレンジパートナー

主な報告内容

- ・ 認知症や脳の機能障害が原因で生活に支障が出てきた人が、希望と尊厳を持ち安心して暮らしていけるよう支援することを目的に設立された。
- ・ 認知症の人が社会参画する場として、有償ボランティア活動であるオレンジ人材センター、スポーツ同好会、音楽サークル等の活動を行っている。
- ・ 認知症にやさしいまちづくりのため龍野城下町オレンジキャンペーンを実施し、認知症への理解促進、支援の輪づくりを図っている。

主な質疑の内容

- ・ 法人の活動に係る費用について
- ・ 龍野城下町のバリアフリー化に対する補助金について
- ・ 「徘徊」や「認知」という言葉の使い方について
- ・ 認知症サポーターの活用について
- ・ 法人の規模及びサービス対象者について
- ・ たつの市との連携について

第3 今後の方向性について

我が国において、急速な高齢化の進展に伴い、令和7年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症となると見込まれている。こうした中、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」

という。)が施行され、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができるよう、総合的かつ計画的な認知症施策が推進されているところである。

認知症はアルツハイマー病をはじめとするさまざまな疾患により、認知機能が低下することによって「生活するうえで支障が出ている状態」であるが、その多くは、本人と接する社会の側が認知症の人への対応ができていないことに起因する。求められているのは、高齢者の5人に1人が認知症になっても、希望と尊厳を持って暮らせるための、社会全体のアップデートである。

このことを踏まえ、当局の取組状況調査、専門家からの意見聴取、県内各地域での管内調査や県民・関係団体との意見交換、県外での事例調査等を通じて、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けた課題と現状について調査し、今後取り組むべき方向性などについて取りまとめた。

1 「認知症観」のアップデート

認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという「古い認知症観」は、いまだ社会の中に根強く残っている。しかしながら、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方が「新しい認知症観」である。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の特徴は、認知症になった人だけでなく、認知症の人を含めた「すべての人」のための基本法であるということである。

認知症である本人抜きに本人のことを決める状況や、本人が希望を失う状況、認知症になることを受け入れがたい状況、認知症の人が社会的に孤立する状況、これらの状況を解決していくためには、認知症の人を含めたすべての人がこれらの状況を自分ごととして考え、社会全体が「新しい認知症観」へとアップデートすることが必要である。

誰もがなり得る認知症について、一人一人が自分ごととして認知症への備えを推進するためにも、認知症への関心が低い層等に対し、「新しい認知症観」や基本法など認知症に関する知識並びに認知症の人に関する理解を深めることを推進していくことが重要である。

これにより、認知症の人が生活する中で、認知症であることを知っておいてほしいと考える友人を含めた周囲の人に、認知症であることを安心して伝え、共有することができ、周囲の人もそれを自然体で受け止めることができる社会となることを期待したい。

2 「支える対象」ではなく「一人の尊厳ある個人」として

専門家からの意見聴取において、認知症の人を「支える対象」ではなく「社会を良くする意見を持った人」「認知症の経験を持った専門家」として捉えるという言葉が

あった。認知症の本人の困りごとや苦勞・課題に着目するのではなく、本人が大事にしていることやこだわり、本人の持つ知恵や能力が発揮できることに目を向けた可能性指向で捉えることが大切である。認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合って生きることができるようになることが重要である。

認知症施策推進基本計画においても、地方公共団体は地域の実情や特性をいかした取組を、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進することが重要であるとしている。

本県においても、認知症の人及び家族の意見を聴く場の拡充に向けた取組が進められており、その意見をどう施策に反映していくのかが課題である。認知症になったことによりあきらめていた、その人にとっての普通の暮らしや大切にしたいことについて、本人が声をあげてもよいというプロセスが重要であり、認知症の本人の声は暮らしやすい地域づくりに向けたアイデアととらえることができる。

認知症の人やその家族が、行政や地域の多様な主体と共に、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセスに参画することを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための施策推進につながっていくことを期待したい。

3 多様な主体の連携と協働

認知症にやさしいまちづくりのために、町全体での認知症への理解促進や支援の輪づくりに取り組む団体との意見交換において、「徘徊は、見守りがあれば散歩になる。」という話を伺った。認知症の人を含めたすべての人々が、住み慣れた地域で、仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会づくりが必要とされている。

認知症の人がどの地域や環境であっても、自分らしく暮らし続けるためには、地域住民を含む多様な主体と協働して日常生活支援の利用を可能とする社会環境づくりに、社会全体で取り組んでいくことが重要である。

管外調査で訪れた福岡市においては、認知症の人やその家族がいきいきと暮らせる認知症にやさしいまち「認知症フレンドリーシティ」を目指し、産学官民“オール福岡”での様々なプロジェクトが展開されており、社会全体で認知症の人の視点に立った取組が進められていた。周囲の理解と協力のもと、少しの手助けやヒントで認知症になっても暮らしやすいまちづくりにつなげていくことを目指し、わかりやすいピクトグラムを取り入れた案内表示や、空間認識しやすいコントラストなど、「認知症の人にもやさしいデザイン」が市内の公共施設やまちづくりにも取り入れられており、本県においても、今後のまちづくりにおいては、そういった観点も取り入れながら進めていくことが必要と考える。

認知症施策の推進にあたっては、国や地方公共団体、地域の関係者など多様な主体がその実情に即してそれぞれの役割を担い、連携して取り組む必要があり、その中で

も地方公共団体は、認知症の人や家族等が生活する地域で、認知症施策を具体的に実施する重要な役割を担っている。また認知症施策は様々な分野にまたがることから、基本法においても「教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること」とされており、本県においても施策推進にあたっては、分野横断的に関係部局が取り組むことが重要である。

認知症の人ができる限りこれまでの地域生活を継続できるよう、認知症の人や家族等が地域生活を営むあらゆる場面で認知症施策を推進し、地域住民や企業等も含め、認知症の人の生活に関わる多様な主体の連携・協働が社会全体の取組へとつながることを期待したい。